明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（七二）　四
○ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（七三）　四

〔政　令〕
○金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（二一一）　五
○健康増進法施行令の一部を改正する政令（二一二）　五

〔条　約〕
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とポルトガル共和国との間の条約（三）　六
○租税に関する相互行政支援に関する条約（四）　三〇
○租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書（五）　三二

〔府　令〕
○金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府四四）　四四

〔告　示〕
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とポルトガル共和国との間の条約の効力発生に関する件（外務二三一）　四六
○租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書の日本国による受諾に関する件（同二三二）　四六

本号で公布された法令のあらまし

◇配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（法律第七二号）

（内閣府本府）

1　生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律を準用することとした。（第五章の二関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。

3　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行することとした。

◇ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（法律第七三号）（警察庁）

1　拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールを送信する行為を規制の対象に追加することとした。（第二条第一項第五号関係）

2　警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、警告をしたときは、速やかに、その内容及び日時を当該警告に係る申出をした者に通知しなければならないこととし、警告をしなかったときは、速やかに、その旨及び理由を当該警告に係る申出をした者に書面により通知しなければならないこととした。（第四条第三項及び第四項関係）

3　都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、警告を求める旨の申出をした者の申出によっても、禁止命令等をすることができることとした。（第五条第一項関係）

4　公安委員会は、3の申出を受けた場合において、禁止命令等をしたときは、速やかに、その旨及び日時を当該申出をした者に通知しなければならないこととし、禁止命令等をしなかったときは、速やかに、その旨及び理由を当該申出をした者に書面により通知しなければならないこととした。（第五条第四項及び第五項関係）

5　国及び地方公共団体がストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援に努めなければならないことを明記することとした。（第八条第一項関係）

6　国及び地方公共団体は、第八条第一項の支援等を図るため、必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第八条第二項関係）

7　禁止命令等をすることができる公安委員会及び警告等をすることができる警察本部長等を拡大することとした。（第一〇条関係）

8　地方公共団体の条例の規定で、この法律による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、1の施行と同時に、その効力を失うものとした。（附則第三条関係）

9　ストーカー行為等その他の特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で当該特定の者等に不安を覚えさせるような方法による行為の規制等の在り方については、所要の法改正を含む全般的な検討が加えられ、速やかに必要な措置が講ぜられるものとすることとし、政府は、当該規制等の在り方について検討するための協議会の設置、当該行為の防止に関する活動等を行っている民間の団体等の意見の聴取その他の措置を講ずることにより、当該検討に当たって適切な役割を果たすものとすることとした。（附則第五条関係）

10　この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行することとした。ただし、1及び8は、公布の日から起算して二〇日を経過した日から施行することとした。

◇金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（政令第二一一号）（金融庁）

1　金融商品取引法施行令、銀行法施行令、長期信用銀行法施行令、保険業法施行令の一部を改正する政令及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令について、所要の規定の整理を行うこととした。

2　この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。